

三浦市都市計画マスタープラン(案)
及び三浦市立地適正化計画(案)の
パブリックコメント(意見募集)について

意 見 募 集 期 間

令和6年(2024)年

11月27日(水)～12月26日(木)

三 浦 市

都市環境部 都市計画課

三浦市都市計画マスタープラン（案）及び三浦市立地適正化計画（案）の パブリックコメント（意見募集）について

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、「市民、事業者、行政の共通のまちづくりの指針」として、また、「都市計画決定（又は変更）等における指針」としての役割があります。

三浦市都市計画マスタープランは、現計画の目標年次である令和 7 年を迎えることから、都市づくりの進捗や社会経済情勢の変化を踏まえ、本市における将来の都市づくりの方向性を新たに示すために改定するものです。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条の規定に基づき作成する「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」です。居住機能や医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能の立地、居住地の安全性を強化する防災指針、公共交通の維持・確保を包括する計画であり、公表後は、都市計画マスタープランの一部とみなされます。

本市では、今後も更なる人口減少と高齢化の進展が見込まれるため、これらに対応した持続可能な都市づくりを目指し、三浦市都市計画マスタープランの改定にあわせて、三浦市立地適正化計画を策定するものです。

このたび、両計画の案をとりまとめましたので、皆様からのご意見を募集します。

1 意見募集案件名

三浦市都市計画マスタープラン（案）及び三浦市立地適正化計画（案）について

2 意見募集期間

令和 6（2024）年 11 月 27 日（水）から 12 月 26 日（木）まで
（※郵送の場合は、当日必着）

3 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内の学校に在学する方
- (5) パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する方

4 意見提出方法

意見記入用紙（別紙様式）に明記の上、意見募集期間内に次のいずれかの方法により提出してください。なお、電話や口頭による意見はご遠慮願います。

(1) 直接持参する場合

三浦市役所分館 3 階 都市計画課窓口

9 時 00 分から 16 時 00 分まで（土日、祝日を除く）

(2) 郵送する場合

〒238-0298 三浦市城山町 1 番 1 号

三浦市役所 都市環境部都市計画課あて

(3) ファックスを利用する場合

046-881-0148

三浦市役所 都市環境部都市計画課あて

(4) 電子メールを利用する場合

toshi0101@city.miura.kanagawa.jp

※件名には、「パブリックコメント都市計画」と記載してください。

5 留意事項

- ・意見等の公表は、市のホームページ、都市計画課窓口、南下浦出張所及び初声出張所で行います。
- ・意見に対する個別の回答はいたしません。また、提出いただいた書類は返却しません。
- ・ご提出いただいた意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開される可能性があることをご了承ください。

6 問合わせ先

三浦市都市環境部都市計画課

電話 046-882-1111 内線 272、273